

## 介護医療院なかじまでは、介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定しています

介護職員等処遇改善加算Ⅰは、介護の職場で働いている方の処遇を改善するために賃金や職場環境を整備するために、介護医療院の介護報酬に対して**5.1%**の加算がされる事になりますが、その為には数々の要件を満たさなければなりません。

### 賃金改善計画について

- (1) 加算額以上の賃金改善を行います
- (2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げません
- (3) 賃金改善を行う項目は、基本給・夜勤手当・処遇改善手当です

### 介護職員等処遇改善加算等の要件について

- (4) キャリアパス要件Ⅰ（職員の任用に関する要件やそれに関する賃金体系の整備）
  - \* 介護職員の任用における職位、職務内容等の要件を定めている
  - \* 上記に掲げる職位、職務内容等に応じた賃金体系について定めている
  - \* 上記の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること
- (5) キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施）
  - \* 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること
    - a.資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと
    - b.資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費等）の援助等）を実施すること
  - \* 上記の内容について、全ての介護職員に周知していること
- (6) キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備など）
  - \* 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み、又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること  
具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること
    - a.経験に応じて昇給する仕組み「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること
    - b.介護福祉士等の資格の取得に応じて昇給する仕組みであること  
ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する
    - c.一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること  
ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する
  - \* 上記の内容について、全ての介護職員に周知していること

(7) キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金について）

- \* 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること
- ◎ 以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない
  - ◎ 小規模事業所などで加算額全体が少額である場合
    - ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合

(8) キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）

- \* 介護医療院に配置すべき介護福祉士の要件を担保するものは以下の加算を算定していること
  - ◎ サービス提供体制強化加算Ⅰ
    - ・ サービス提供体制強化加算Ⅱ